



鳥取県公報

令和4年6月28日（火）
第9411号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-------|---|
| ◇ 告 示 | 物品売払代金の徴収事務の委託（365）（公文書館）・・・・・・・・・・ 2 |
| | 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例による特定希少野生動植物の種の指定及び指 定の解除（366）（緑豊かな自然課）・・・・・・・・・・ 2 |
| | 大規模小売店舗に関する変更事項の届出（2件）（367・368）（企業支援課）・・・・・・ 3 |

告 示

鳥取県告示第365号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、公文書館が刊行する図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年6月28日

鳥取県立公文書館長 柳 楽 利 明

1 委託の相手

- 河本家保存会
- 韓国物産館
- 一般社団法人境港観光協会
- 鳥取県教科図書販売株式会社
- 鳥取県立博物館振興会
- 鳥取市鹿野往来交流館
- 公益財団法人鳥取市文化財団
- 鳥取大学生生活協同組合
- 株式会社ヤードクリエイション
- 一般財団法人米子市文化財団

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

鳥取県告示第366号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第4条の規定に基づき特定希少野生動植物の種の指定及び指定の解除をするので、同条第4項及び同条第7項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年6月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定

植物11種

| 区 分 | 科 名 | 種 名 |
|------|--------|---------------------------|
| シダ植物 | ゼンマイ | ヤシヤゼンマイ |
| 種子植物 | サトイモ | マイヅルテンナンショウ及びナギヒロハテンナンショウ |
| | ユリ | タケシマラン |
| | ラン | サルメンエビネ及びツリシュスラン |
| | ミズアオイ | ミズアオイ |
| | カヤツリグサ | ダイセンアシボソスゲ |
| | キンボウゲ | ミチノクフクジュソウ |
| | ボタン | ベニバナヤマシャクヤク |
| | スマレ | イソスマレ |

2 解除

(1) 動物1種

| 区 分 | 科 名 | 種 名 |
|-----|-------|-----------|
| 昆虫類 | ゲンゴロウ | コガタノゲンゴロウ |

(2) 植物12種

| 区 分 | 科 名 | 種 名 |
|---------|-------|----------------------------|
| 種 子 植 物 | ナデシコ | エゾカワラナデシコ |
| | キンボウゲ | オキナグサ |
| | バラ | ノウゴウイチゴ及びイワガサ |
| | キク | イワギク |
| | イバラモ | ヒメイバラモ |
| | ユリ | ハナゼキショウ及びタマガワホトトギス |
| | ラン | ササバギンラン、トケンラン、セッコク及びヨウラクラン |

鳥取県告示第367号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年6月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
けんこうらんどショッピングタウン 鳥取市大杵45-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社日本海リッチランド 代表取締役 吉岡 利固 鳥取市吉成二丁目14-21
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日
令和4年2月1日
- 5 届出年月日
令和4年6月14日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
令和4年6月28日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第368号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年6月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
けんこうらんどショッピングタウン 鳥取市大杵45-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社日本海リッチランド 代表取締役 吉岡 利固 鳥取市吉成二丁目14-21

3 変更する事項

(1) 店舗の面積

変更前 5,302平方メートル

変更後 5,136平方メートル

(2) 施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置

6の書類に記載のとおり

イ 荷さばき施設の位置

6の書類に記載のとおり

ウ 荷さばき施設の面積

変更前 143.9平方メートル

変更後 188.4平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置

6の書類に記載のとおり

オ 廃棄物等の保管施設の容量

変更前 30.39立方メートル

変更後 61.60立方メートル

(3) 施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

変更後 終日

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前7時から午後10時まで

変更後 終日

4 変更年月日

令和4年6月15日ほか

5 届出年月日

令和4年6月14日

6 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

令和4年6月28日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。